



## 未曾有の災害に工務店はどう対応する？

7月3日から7月31日にかけて、西日本から東日本、東北地方の広い範囲で大きな被害をもたらした「令和2年7月豪雨」。総降水量が長野県や高知県の多い所で2000mmを超え、九州南部／九州北部地方、東海地方、及び東北地方の多くの地点で、24、48、72時間降水量が観測史上1位の値を超えたこの災害では、9月3日時点で死者83人、行方不明3人、住宅は全壊1234戸、半壊4676戸、一部破損3016戸、床上浸水3321戸、床下浸水6108戸、合計1万8355戸に被害が発生しました。

今回、特に大きな被害が発生したのは九州地方です。気象庁が発表した主な1時間降水量（アメダス観測値）によると、一番強かった鹿児島県鹿屋市鹿屋では109.5mmという猛烈な雨が降り注ぎました。

写真①は福岡県大牟田市の様子ですが、同市では24時間で実に446.5mmの雨が降りました。画像では車が浸水していますが、これは水が引き始めてから撮影されたもの。水害は地面から1.9mにも達し、住宅では2階以上に避難しないと助からない状況でした。また、写真②のように洪水によって汚泥があふれてしまう事例も発生しました。

このような災害が発生した場合、地域の工務店はどうのような対策をとることができるのでしょうか。今後、復旧作業やリフォームが本格化すると思われませんが、一度洪水被害に遭い、浸水した住宅は浸水家屋の

床下及び家屋周りを中心に、消毒液を散布するなどの対応が必要となります。多くのお施主様が入られている一般的な火災保険では床下浸水は対象外、床上浸水でも「何十センチ以上で何割」といった補償内容で、思うようなリフォーム、復旧作業ができない恐れがあります。

被災した自治体では災害給付金などを発行していますが、限度額の範囲で行えるリフォームは残念ながら限られたものであることが多い状況です。そのため、今後、自宅の再建を諦める人も出てくることが考えられます。

また、被害を受けた住まい手は「り災証明書」等の取得が必要となりますが、書類申請を行う際に工務店の専門知識が役立つこともあります。被災された人と痛みを共有し、心に寄り添えるのは地場の工務店ならではのでしょうか。地域に密着する工務店は、お施主様や地域の方が必要とする情報入手に勤め、復旧・復興の一助となる必要があります。

その他、該当地域以外の工務店にも災害復興において大切な役割が存在しています。例えば今回の災害を受けて、熊本県は9月9日現在、7つの市町村で20団地737戸の応急仮設住宅等を建設しています。そのうち、人吉・球磨地方応急仮設住宅を建設している（一社）全国木造建設事業協会（構成団体：JBN・



写真①福岡県大牟田市の様子



写真②熊本の水害の様子



全建総連)は、今回、7月4日の災害発生に対し、同月11日には木造応急仮設住宅の建設に着手するという過去に例のない速さで対応しています(写真③)。

これは九州地方だけでなく、各地から職人が集まり、復興支援を行っているものです。工務店は今後も発生するであろう大規模災害時に住まい造りのプロとして、被害に遭われた方に少しでも安らぎを感じてもらおう空間を提供する役割を担うことが期待されるのではないのでしょうか。

◀写真③全木協が手掛ける応急仮設木造住宅

## 「説明義務制度」の強い味方 戸建て住宅簡易計算ルートとは？

建築物省エネ法の改正に伴い、来年4月から「省エネ基準への適否」を書面で説明すること等を義務付ける『説明義務制度』がスタートします。同制度は300㎡未満の小規模住宅・建築物等を対象に、建築士が建築主に①書面で省エネ基準への適否、②省エネ基準に適合しない場合は省エネ性能確保のための措置——を示すものです。現在、自分で建てた住宅の省エネ性能を把握していない中小工務店も存在していますが、今後はお施主様に説明する義務が生じるため、制度の中身を理解した上で、説明能力を身に付けておかなければ、「住宅について何もわかっていない会社だ」と認識されてしまいます。制度開始まで残りおよそ7カ月。施工する側は改めてどのような対応が必要となるのか、今のうちに明確に認識しておく必要があります。

「省エネ基準」とは、建築物が備えるべき省エネ性能の確保のために必要な構造と設備に関する基準で、住宅では「一次エネルギー消費基準」と「外皮基準」の2種類で判断します。一次エネルギー消費基準は、「暖冷房・換気・照明・給湯等の消費量を足したのから太陽光発電設備等による総エネ量を引いたもの」が、外皮基準は「外皮(外壁、窓等)の表面積あたりの熱の損失量(外皮平均熱貫流率等)」が同基準値以下になるよう求められます。そのため、来年4月以降は建築した住宅の省エネ性能を計算し、基準に適合し

### 省エネ基準に適合している場合の説明書のイメージ

建築物のエネルギー消費性能の評価結果の概要	
作成日 ○年○月○日	
建築物の所在地	○○県○○市○○○
建築物の名称及び用途	○○邸(住宅)
建築物エネルギー消費性能基準(省エネ基準)への適合状況	<input checked="" type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
建築物エネルギー消費性能の確保のためとるべき措置	
評価実施者	建築士種別 <input checked="" type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造
	建築士登録番号 (○○) 登録 第 ○○○○ 号
	氏名 ○○ ○○
	所属事務所名 ○○○建築設計事務所
建築士事務所登録番号 (○○) 知事登録 第 ○○○○ 号	

■建築物エネルギー消費性能基準(省エネ基準)  
建築物の備えるべきエネルギー消費性能について、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき国が定める基準です。

ているかどうか把握することが必須となります。

現状では、自らが建てた住宅が省エネ基準に適合しているかどうかかわらず、途方に暮れている会社もあるでしょう。そこで国土交通省は、主に中小工務店等を念頭に簡易に省エネ性能の評価ができる方法を構築しました。それが戸建て住宅簡易計算ルート(モデル住宅法)です。

戸建て住宅の場合、省エネ基準に基づく評価方法は現時点で①仕様ルート、②詳細計算ルート、③簡易計算ルート、④戸建て住宅簡易計算ルート(モデル住宅法)——の4種類が存在します。④の戸建て住宅簡易計算ルートは、予め設定された値やカタログ値を簡易計算シートに記入することで、省エネ基準への適否を簡易に把握することができるもの。同計算ルートでは、断熱材、窓、設備の仕様の情報があれば、省エネ性能の算出が可能となります。

具体的には地域区分(1~8地域)、構造(W造、S造、RC造)、断熱工法(床断熱、基礎断熱)等に応じて簡易計算シートを作成。その上で外皮性能については、断熱材メーカーやサッシメーカー等が提供する熱貫流率などの数値を住宅の仕様と照らし合わせて選び、計算式に当てはめることで性能値を算出します。

一次エネルギー消費量は、外皮平均熱貫流率(UA値)と日射熱取得率( $\eta$ AH値、 $\eta$ AC値)、換気設備、照明設備、給湯設備について、仕様に合わせてポイント数を予め

### 外皮性能 簡易計算シート(記入例)

地域区分	6
構造	木造
断熱構造による住戸の種類	床断熱住戸
浴室の断熱構造	基礎断熱

外皮平均熱貫流率 $U_A$

部位	熱貫流率 $U$	面積 $A$	積算値 $UA$
屋根・天井	0.192	0.299	0.057
外壁	0.482	0.505	0.244
窓	0.119	0.995	0.118
扉	0.105	3.99	0.419
ドア	0.014	1.79	0.025
土間床等の内周部	0.021	1.8	0.038
その他	0.024	1.8	0.043

外皮平均熱貫流率 $U_A [W/(m^2 \cdot K)]$  (1)~(8)の合計 = 0.89



戸建住宅の簡易な省エネ性能評価方法（一次エネルギー消費量）

簡易計算シートのイメージ～6地域、間歌運転（I-EVZ）の例～

設備の仕様等に応じたポイント数があらかじめ表記されている	設備の仕様	ポイント数
暖房設備 外皮平均熱貫流率 U <sub>10</sub> 値	2.05 <sub>U10</sub> 値<3.0	●●
	3.05 <sub>U10</sub> 値<4.0	●●
	4.05 <sub>U10</sub> 値<5.0	●●
	5.05 <sub>U10</sub> 値	●●
	6.05 <sub>U10</sub> 値	●●
0.87<U <sub>10</sub> 値≤1.54	2.05 <sub>U10</sub> 値<3.0	●●
	3.05 <sub>U10</sub> 値<4.0	●●
	4.05 <sub>U10</sub> 値<5.0	●●
	5.05 <sub>U10</sub> 値	●●
	6.05 <sub>U10</sub> 値	●●
冷房設備 外皮平均熱貫流率 U <sub>10</sub> 値	1.0 <sub>U10</sub> 値<1.0	●●
	1.0 <sub>U10</sub> 値<2.0	●●
	2.0 <sub>U10</sub> 値<3.0	●●
	3.0 <sub>U10</sub> 値<4.0	●●
	4.0 <sub>U10</sub> 値	●●
0.87<U <sub>10</sub> 値≤1.54	1.0 <sub>U10</sub> 値<1.0	●●
	1.0 <sub>U10</sub> 値<2.0	●●
	2.0 <sub>U10</sub> 値<3.0	●●
	3.0 <sub>U10</sub> 値<4.0	●●
	4.0 <sub>U10</sub> 値	●●

合計 100 ≤ 100

設定しています。住宅・設備の仕様に合わせてポイント数を選び、合計 100 ポイント以下ならば基準適合となります。

ただし、同計算ルートはあくまで“簡易”な方法。普段設計している仕様を「簡易計算ルート」で計算すると不適合になる場合も考えられるため、正確な性能が必要な場合

は、詳細計算ルート等を用いる必要があります。

我が国のエネルギー消費は、工場などの産業部門は減少しているものの、家庭などの民生部門と、自動車などの運輸部門での増加が大きいため、全体として増加しています。特に家庭部門は、第一次石油ショックがあった 1973 年度から、2017 年度までの間で、約 2 倍に増加しました。背景には、生活の利便性・快適性を追求するライフスタイルの変化や、世帯数の増加など社会構造変化の影響があるとされています。住宅部門の省エネ化は地球規模で見ても重要な施策といえるでしょう。

地球温暖化対策や資源枯渇に対する備えとして、今後、住宅の省エネ化は進むことはあっても、戻ることはありません。また、省エネ性能の高い住宅は、住まい手の健康な暮らしにもつながることが報告されています。説明義務制度を契機に今後、工務店は省エネ基準に適合する住宅を供給する使命を担うとともに、環境と快適な暮らしの推進に挑戦する先導的な役割が期待されるでしょう。

## Monthly HAKKO NEWS HEADLINE

### 住宅の長寿命化リフォーム シンポジウム 10月7日開催

（一社）住宅リフォーム推進協議会は「令和 2 年度 住宅の長寿命化リフォームシンポジウム」を 10 月 7 日（水）の 13 時 15 分～16 時 30 分に Web ライブ中継にて開催します。参加費は無料となっております。申込は記載の URL より行ないます。

シンポジウムのテーマは「リフォーム事業者における SDGs の取り組み～ After コロナ期を生き残るために～」。SDGs（持続可能な開発目標）とは、2001 年に策定された CMDGs（ミレニアム開発目標）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択されました。また、2030 年までの国際目標として「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載もされています。すでに先駆的な工務店などでは SDGs への取り組みを通して、ブランド価値の向上や、顧客、他社及び市域の関係者との連携強化などにつながっています。

講演では法政大学の川久保俊准教授、国土交通省住宅局住宅生産課企画専門官の宮森剛氏が講師を務めます。その後、SDGs の活動内容や実践事例の紹介と、ディスカッションを参加者全員で行ないノウハウを共有する予定となっています。

【問合せ】（一社）住宅リフォーム推進協議会 長谷川、永松 03-3556-5430 【URL】 <http://www.j-reform.com/>

### かし担保保険を短い動画で解説

（一社）住宅瑕疵担保責任保険協会は、ホームページ「住まいの情報発信局」で住宅コラム「かし保険で住宅に安心

を！」を公開しています。これは第三者による検査が実施され、瑕疵が発生した場合には保険金が支払われる「かし保険」について動画で紹介したのとなっており、視聴の際には同サイトトピックスリンクよりアクセスします。

同協会は「住宅瑕疵担保履行法」に対応した「新築住宅のかし保険」を始めとして、中古住宅の取得を考えている住まい手に「既存住宅売買かし保険」を提供し、リフォーム工事検討している住まい手に「リフォームかし保険」を提供しています。

【URL】 <http://www.sumai-info.jp/column03/index.html>

### 住宅ローンアドバイザー講習 11月6日まで受け付け

（一財）住宅金融普及協会は「住宅ローンアドバイザー」の講習を 11 月 6 日（金）まで受け付けています。今回は自身のスケジュールやペースに合わせて、繰り返し受講出来る Web 講習形式にて行われます。受講料は 1 人あたり 2 万 2000 円（テキスト、効果測定料、消費税込）で、専用サイトより申込みます。

スケジュールについては「基礎編」の講習が約 270 分で、11 月 26 日（木）までに効果測定を行ないます。「応用編」の Web 講習は約 250 分で、12 月 8 日（火）、9 日（水）、10 日（木）いずれかで効果測定を行います。合格発表は 2021 年 1 月 22 日（金）の予定となっています。

【問合せ】（一財）住宅金融普及協会 住宅ローンアドバイザー課 03-3260-7346 【URL】 <https://www.loan-adviser.jp/>

## Monthly HAKKO NEWS HEADLINE

### 改正建築物省エネ法 オンライン講座実施

改正建築物省エネ法の施行が来年4月1日に迫る中、国土交通省はこのほど、同改正法の内容を動画で説明するWEBサイトを開設した。これまで、法改正等にとまなう説明会を全国各地で開催してきたが、この度の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、オンラインで説明会を開催することとなった。

同省は「本年は対面での説明会は開催致しませんので、関係者の方は必ずご確認ください」としている。

【講座一覧はこちら】

法改正について学べるオンライン講座  
<https://shoenehou-online.jp/>

### 第7回「震災対策技術展」10月14・15日開催

来場が難しければオンライン商談も可能

「震災対策技術展」大阪事務局とエグジビジョンテクノロジーズ㈱は、第7回「震災対策技術展」を10月14日(水)～15日(木)までグランフロント大阪のコングレコンベンションセンターにて開催する。台風・豪雨対策、南海トラフ沖地震対策、感染症BCP、レジリエンス社会の構築等、喫緊の課題をテーマに、今後来るべき災害を想定した展示会となっている。一例として家具転倒防止製品や土砂災害対策技術・工法、飛散防止フィルム等の展示が行われる。

入場方法は当日登録制となっており、1回の登録で2日間有効となる。入場料金は無料。また今回は、当日来場が難しい利用者を想定し、WEB会議システムを利用したオンライン商談も実施する。

**2020年 全体の減少傾向変わらず**  
**7月着工 持家は12カ月連続の減少**

国土交通省が8月31日に公表した7月の新設住宅着工戸数は7万232戸(前年同月比11.4%減)で13カ月連続の減少となった。持家は12カ月連続の減少、貸家は23カ月連続で減少、分譲は9カ月連続の減少となった。季節調

整済年率換算値は82万7544戸(前月比4.8%増)で先月の減少から再びの増加となった。

利用関係別では、持家は2万2708戸(前年同月比13.6%減)で12カ月連続の減少。民間資金によるものも2万393戸(同13.2%減)で12カ月連続で減少し、公的資金によるものも4カ月連続の減少(同17.3%減)となった。貸家は同8.9%減で23カ月連続の減少。民間資金による貸家は38カ月連続の減少となり、公的資金による貸家も同0.2%減で4カ月連続で減少した。

分譲住宅は1万9359戸(同11.8%減)で9カ月連続の減少。マンションは3カ月連続の減少(同2.9%減)で、一戸建も8カ月連続の減少(同17.2%減)となった。構造別では木造が4万450戸(同12.7%減)で12カ月連続で減少。工法別では軸組木造(在来工法)が3万1671戸(同11.8%減)で13カ月連続で減少となった。

令和2年7月 新設住宅着工統計 (▲は減少、無印は増加)

		戸数	前月比(%)	前年同月比(%)
新設住宅合計		70,232	▲1.2	▲11.4
利用関係別	持家	22,708	▲4.0	▲13.6
	貸家	27,684	3.8	▲8.9
	給与	481	▲19.3	▲23.0
	分譲	19,359	▲4.1	▲11.8
地域別	首都圏	23,891	▲2.4	▲4.4
	中部圏	8,607	7.6	▲10.5
	近畿圏	11,782	7.3	▲8.3
	その他の地域	25,959	▲6.1	▲18.3
構造別・建て方別	木造	40,450	▲1.9	▲12.7
	一戸建	30,690	▲4.4	▲14.5
	非木造	29,782	▲0.3	▲9.4
	共同住宅	25,477	1.4	▲6.8
工法別	軸組木造	31,671	▲4.0	▲11.8
	在来非木造	21,064	3.0	▲4.7
	プレハブ	9,662	▲7.0	▲18.4
	2×4	7,835	7.6	▲16.4



ホーム 家事らくキッチン  
**Treasia**  
 トレーシア

### ホーローシステムキッチン

心豊かな瞬間を重ねる  
 かけがえのない宝物のような空間

何でもない日もスペシャルに  
 一日のはじまりと終わり、ここに立つとスイッチが切り替わる。

慌ただしい毎日だけど、一瞬一瞬を大切に過ごしたい。  
 そんなわたしの、「暮らしに磨きをかけるキッチン」

水まわりって、大切だから  
**Takara standard**